

# 山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の趣旨

## (目的)

第一条 この条例は、電話詐欺等による被害が多数発生し大きな社会問題となっていること及び電話詐欺等が県民生活に悪影響を及ぼしていることに鑑み、電話詐欺等による被害の撲滅を図るため、電話詐欺等による被害の防止に関し、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の財産等の保護に寄与することを目的とする。

## 【趣 旨】

本県における電話詐欺等の悪影響が深刻化する中で、県では、電話詐欺等による被害の防止に向けた様々な取組を進めてきたところであるが、ますます巧妙化かつ多様化する犯行の手口による被害の防止を図るためには、一層の施策の推進が急務となっている。

県民一丸となり、電話詐欺等による被害の防止に取り組むことにより電話詐欺等による被害の撲滅を図るため、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の財産等の保護に寄与することをこの条例の目的として規定。

## (定義)

第二条 この条例において、「電話詐欺等」とは、詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの又は面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺いた上で、窃盗（刑法第二百五条の罪をいう。）、強盗（刑法第二百三十六条の罪をいう。）又は恐喝（刑法第二百四十九条の罪をいう。）に当たる行為をすることをいう。

## 【趣 旨】

条例における撲滅を目指す対象となる行為は、電話その他の通信手段を用いた詐欺、また、いわゆるアポ電強盗、類似手口の恐喝についても含む。

電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺くという入り口は共通するが、最後の財物の取得方法で窃盗や強盗などに及ぶ被害も実際に起こっている。最終的な行為の分類に関係なく被害が深刻であることに変わりはないので、電話その他の通信手段を用いる手口で行われる幅広い行為を撲滅の対象とする「電話詐欺等」として定義。

(県の責務)

第三条 県は、電話詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

**【趣 旨】**

電話詐欺等による被害の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する責務が県（知事部局、教育委員会、公安委員会等）にあることを規定。

(県民の役割)

第四条 県民は、電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、電話詐欺等による被害を受けないよう、新たな手口により電話詐欺等による被害が相次いで発生している状況を十分に認識し、電話詐欺等による被害の防止に必要な注意を払うよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する電話詐欺等による被害の防止に関する施策に協力するとともに、次条第三項の規定により事業者が講ずる電話詐欺等による被害の防止に関する措置に応ずるよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等の被害防止のためには、県民一人ひとりが防犯意識の更なる向上を図っていくことが重要であるので、県民の役割について、被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、電話詐欺等による被害を受けないよう、新たな手口により電話詐欺等による被害が相次いで発生している状況を十分に認識し、電話詐欺等による被害の防止に必要な注意を払うことを努力義務として規定。

また、県民一丸となった対策が重要なことから、県及び市町村が実施する電話詐欺等による被害の防止に関する施策に協力するとともに、事業者が講ずる電話詐欺等による被害の防止に関する措置に応ずるよう規定。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、電話詐欺等による被害の防止に関して、県及び市町村が実施する施策並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（第九条及び第十六条において「県民等」という。）が自主的に行う活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その供給する商品又は役務が電話詐欺等の手段として利用され、又はそのおそれがあるときは、これらが電話詐欺等の手段に利用されないようするための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その営業の用に供する店舗等において、電話詐欺等による被害を受けるおそれがあり、又は受けたと認められる者を発見したときは、当該者の注意を喚起する等電話詐欺等による被害の防止に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

- 1 電話詐欺等の被害防止のためには、県民の他に事業者の協力も不可欠であり、事業者の役割について、被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する広報活動などの施策並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体が自主的に行う活動に協力することを努力義務として規定。
- 2 電話、スマートフォンなどの通信手段、現金を受け取るための宅配便などの物流手段、電子マネーなどの決済手段等事業者が供給する様々なサービスや商品が電話詐欺等に悪用されている現状であるので、事業者がこれらが電話詐欺等の手段に利用されないようするための措置を講ずることを努力義務として規定。
- 3 電話詐欺等は、加害者からの電話等により現金の振込みを行う金融機関、コンビニエンスストアなど事業者の営業の用に供する店舗等が被害の現場になることが多い。事業者が、その店舗等において、電話詐欺等による被害を受けるおそれがあり、又は受けたと認められる者を発見したときは、当該者の注意を喚起する等電話詐欺等による被害の防止に関する措置を講ずることを努力義務として規定。

(青少年の育成に携わる者の役割)

第六条 青少年の育成に携わる者は、青少年が電話詐欺等による被害から身近な高齢者等を保護する上で重要な役割を果たしていることに鑑み、電話詐欺等による被害の防止に関する青少年の知識及び理解を深めるための教育及び

啓発を行うよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等の被害は特に高齢者が多くなっており、全体の約8割を占める。

高齢者等が電話詐欺等の被害に遭わないようにするためには、日常的に高齢者等に身近で接する子どもまたは孫が被害防止を働きかけることが有効であるので、学校または地域において青少年の育成に携わる者の役割として、電話詐欺等による被害の防止に関する知識及び理解を深めるための教育及び啓発を行うことを努力義務として規定。

(市町村との連携等)

第七条 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等の被害防止のためには、県内自治体の連携、また各市町村の地域における積極的な取り組みが不可欠である。

よって、県が、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進に当たって、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことを規定。

(普及啓発等)

第八条 県は、電話詐欺等による被害の防止についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、電話詐欺等による被害の防止に関する広報活動、学習の機会の充実等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとする。

2 県は、電話詐欺等による被害により財産上の損害を受け、又は精神的苦痛を被った者が当該被害から早期に回復できるようにするため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

1 県民の幅広い世代、また事業者が電話詐欺等による被害の防止についての関心と理解が深められるよう、県が、電話詐欺等の被害に遭いやすい高齢者と接する機会の多い医療機関、福祉施設をはじめ金融機関等事業者、地域な

ど幅広い協力を得ながら、広報活動、学習の機会の充実等を通じて普及啓発を図るよう努めることを規定。

- 2 電話詐欺等により被害を受けた者は、金銭的ダメージに止まらず、精神的にも大きなダメージを受けることになるので、県が、当該被害から早期に回復できるようにするための情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めることを規定。

(県民等の自主的な活動の促進)

第九条 県は、県民等が自主的に行う電話詐欺等による被害の防止に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等の被害防止のためには、県民一丸となった対策が重要である。

第4条においては、県民の役割として、県民が県及び市町村が実施する被害の防止に関する施策に協力することを規定しているが、本条では、県が、事業者、ボランティア団体、自治会といった県民等が自主的に行う被害の防止に関する活動を促進するために、関係する県民等と連携し、情報提供、助言等必要な措置を講ずることを規定。

(地域における被害防止のための取組)

第十条 県民は、近隣住民との間で相互に注意を喚起すること等自己又は近隣住民が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な地域における取組を行うよう努めるものとする。

(家庭における被害防止のための取組)

第十一条 県民は、日常生活において家族相互で緊密に連絡を取り合うこと等その家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な家庭における取組を行うよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等の被害防止のためには、相手側からの電話等の内容の不自然さに気づくことができるようにし、少しでも不審に感じたときには家族等身近な者に確認や相談しやすくするため、地域及び家庭におけるつながりを強化することが重要である。

よって、県民が、地域にあっては近隣住民、家庭にあってはその家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な地域または家庭におけ

る取組を行うよう努めることを規定。

(情報の提供)

第十二条 県は、第九条の県民等が自主的に行う電話詐欺等による被害の防止に関する活動の促進並びに第十条の県民が行う地域における取組及び前条の県民が行う家庭における取組に資するため、電話詐欺等による被害の防止に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

第9条に規定する事業者、ボランティア団体、自治会といった県民等が行う自主的な被害の防止に関する活動、また第10条、第11条に規定する県民が、地域にあつては近隣住民、家庭にあつてはその家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするための取組を行うために、県が、県内の電話詐欺等被害の発生状況、被害防止に関して県の実施する支援内容の情報を適切に提供することを規定。

(通報)

第十三条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 自己又は家族、近隣住民その他の身近な者が電話詐欺等の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。
  - 二 電話詐欺等による被害を受けるおそれがあり、又は受けたと認められる者を発見したとき。
- 2 事業者は、前項の通報を受けたとき、又はその営業の用に供する店舗等において、前項第二号の者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

- 1 県民が、自己又は家族、近隣住民その他の身近な者が電話詐欺等の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき、又はその言動から電話詐欺等による被害を受けるおそれがあり、又は受けたと認められる者を発見したときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずることを努力義務として規定。
- 2 事業者が、県民から電話詐欺等による被害について通報を受けたとき、又はその営業の用に供する店舗等において、被害を受けたと認められる者等を

発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずることを努力義務として規定。

例えば、金融機関での現金振り込みやコンビニエンスストア等での電子マネーの購入などで、その言動等からだまされている可能性が高いにもかかわらず、信じ込んでいる様子の者について、本条項を根拠に警察官に通報することにより、被害の水際阻止を期待できるものである。

(建物の貸付けにおける留意)

第十四条 県民及び事業者は、県内において所有する建物の貸付けを行うに当たっては、当該建物が電話詐欺等に利用されないことがないように、十分に留意するものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等を行う者にとって、多数のだましの電話をかけるための拠点が必要であり、本県においても民家が拠点として利用された事案が発生している。

こうした拠点を県内に作らせないための予防対策として、県民や宅地建物を取り扱う事業者等が貸主として、建物の賃貸借契約を行う際には、相手方が建物を電話詐欺等に利用しないことを十分に確認することを努力義務として規定。

(個人情報データベース等の提供における留意)

第十五条 県民及び事業者は、個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第四項に規定する個人情報データベース等をいう。）を第三者に提供するに当たっては、当該個人情報データベース等が電話詐欺等に利用されないことがないように、十分に留意するものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等を行う者は、相手先の氏名、住所、電話番号などの個人情報が記載された名簿を使用することが多い。

こうした個人情報が健全な流通から外れ、悪質な名簿業者等に流れ、犯行グループに渡らないため、県民及び個人情報取扱事業者が、個人情報データベース等を個人情報保護法により第三者に提供する際は、その第三者が偽名使用者や架空会社などではないことを十分に留意することを努力義務として規定。

- ※1 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータで検索することができるように体系的に構成したもののほか、紙面であっても五十音順など一定の規則に従って整理し、目次、索引等で特定の個人情報を容易に検索可能な状態にしているものをいう。  
(個人情報保護法第2条第4項)
- ※2 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。(同法第2条第5項)

(県民運動の推進)

第十六条 県は、電話詐欺等被害撲滅推進月間を設ける等電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるための取組を推進するものとする。

- 2 県は、前項の取組を行うに当たっては、県民等、青少年の育成に携わる者及び市町村と一体となった電話詐欺等による被害の防止に関する県民運動として広く展開していくことを旨とするものとする。

**【趣 旨】**

本条例の主旨は、県民一丸となり、電話詐欺等による被害の防止に取り組むことにより被害の撲滅を図ることにある。

県全体の気運を高めるため、県が、幅広い世代に対して集中的に広報活動を展開するなど撲滅推進月間を設ける等電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるための取組を推進することを規定。

また、そうした取り組みを行うに当たっては、県民等、青少年の育成に携わる者及び市町村と一体となった電話詐欺等による被害の防止に関する県民運動として広く展開していくことを旨とすることを規定。

(推進体制の整備等)

第十七条 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

- 2 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

電話詐欺等の被害防止のため、県においては、知事部局、教育委員会、公安委員会等が全庁的に連携し、対応することが不可欠であり、施策の推進体制を整備することを規定。また、被害の防止に関する施策を推進するために必要な



財政上の措置を講ずるよう努めることを規定。

(適用上の注意)

第十八条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

**【趣 旨】**

条例の運用に当たり、憲法、法律で保障されている国民の権利を不当に侵害しないように留意することを規定。